

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和5年3月31日までの間の市町村立学校の教育活動等について（通知）

本県においては、令和5年2月20日以降、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組むこととなりました。

その中では、令和5年3月13日から5月7日までは、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等の基本的な感染防止対策を徹底するとともに、マスクの着用については、「個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する」ことを呼びかけること、また、受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスクを着用すること、混雑した電車やバスへの乗車時はマスクの着用を推奨することや、人が集まる場所での感染対策の徹底を図っていくこととされています。

一方、令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」において、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方のほか、令和5年3月31日までの年度内の学校教育活動においては、従来通り、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえてメリハリのあるマスクの着用が必要であること、また、令和5年4月1日以降の学校教育活動実施に当たっての留意事項等については、改めて通知することが示されました。そのため、令和5年3月31日までの間の教育活動等について、別添写しのとおり県立学校長あて通知しました。

については、貴教育委員会所管の各学校においても、次の県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、別添写しの県立学校長あて通知も参考に、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるようお願いします。

なお、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いします。

県立学校の基本的な対応

引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら通常の教育活動を実施する。

○ 登下校及び授業時間等
(高等学校、中等教育学校)

公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、各学校の実情に応じて、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

(特別支援学校)

時差通学及び短縮授業を継続する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、各学校の実情に応じて、校長が登下校時刻を設定する。

○ 卒業式について

＜基本的な考え方＞

- ・式場の換気等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施する。
- ・卒業式の教育的意義等を考慮し、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこととする。
- ・教職員や在校生については、式典全体を通じて、マスク着用を促すこととする。
- ・保護者、来賓については、式典全体を通じて、マスクの着用など基本的な感染防止対策への協力を求める。

＜留意事項等＞

- ・卒業生については、国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、可能な限り間隔をあけることとした上で、マスクの着用を促すものとする。その他の場面においては、基本的にマスクの着用を求めないが、座席間の距離が確保できない場合は、会話を控えるよう指導する。
- ・壇上で、校長や児童・生徒等が、式辞、祝辞、送辞、答辞等を述べる際は、周囲の者と十分な距離が確保できることから、マスクの着用を求めないこととする。
- ・クラス担任等が卒業生を呼名する際は、周囲の者と十分な距離を確保の上、マスクの着用は求めないこととする。

(高等学校、中等教育学校)

- ・様々な事情により感染への不安のある生徒、マスクを着用したい生徒もいることを踏まえ、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることがないよう十分に配慮して指導する。

(特別支援学校)

- ・基礎疾患があるなど様々な事業により、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒等もいることなどから、児童・生徒等にマスクの着脱のいずれも強いることがないよう十分に配慮して指導する。

- ・この度のマスクの取扱いにより、マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、児童・生徒等に対し適切に指導する。

○ 令和5年4月1日以降の対応について

- ・令和5年2月10日に国が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「学校の教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とし、令和5年4月1日から適用するとされている。今後、文部科学省から示される改訂された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や学校教育活動実施上の留意事項等を踏まえ、県立学校における対応について検討し、通知する。

また、貴教育委員会所管の各学校において、令和5年3月31日までの間の教育活動の実施に当たっては、令和4年11月30日付け保体第2359号保健体育課長通知「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」及び「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂」について」を踏まえ、引き続き、換気の徹底、手洗いなどの手指衛生、適切な距離の確保、活動場所や活動場面

に応じたメリハリのあるマスクの着用及び食事場面では机を向かい合わせにせず、大声での会話を控えるなど飛沫を飛ばさないような対応をとり、身体的距離が取れない場合は会話を控えることなどについて適切に指導するなど、基本的な感染防止対策を徹底し、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるようお願いします。

併せて、次の点についても、各学校に対し、引き続き御指導くださるようお願いします。

- 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合及び出席停止等の扱いについては、令和4年9月9日付け子教第2025号県教育長通知の【別紙】「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応」を参考に、それぞれの地域や学校の実情等に応じた当面の対応を引き続き行うこと。
- 令和5年3月31日までの間の学習活動及び児童・生徒等の主体的な活動の実施に当たっては、令和4年5月31日付け子教第1424号子ども教育支援課長通知「当面の市町村立学校の教育活動の実施における留意事項について」に基づき適切に実施すること。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインを活用した学びの保障に積極的に取り組むこと。
- 心のケアについては、児童・生徒等の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、児童・生徒等の見守りを行うこと。また、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 教職員の感染防止に向け、職員室等における基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこと。
- 放課後や休日等教育活動外の児童・生徒等の行動については、令和5年3月13日以降は、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等の基本的な感染防止対策を徹底しながらも、マスクの着用については、「個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する」とされたこと、また、受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスクを着用すること、混雑する公共交通機関においてはマスクを着用するよう推奨されていることなど、市民生活に求められる基本的な感染防止対策について指導すること。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 松田

T E L 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 武下

T E L 045-210-8292



高第3995号
令和5年2月20日

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

令和5年3月31日までの間の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

本県においては、令和5年2月20日以降、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組むこととなりました。

その中では、令和5年3月13日から5月7日までは、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等の基本的な感染防止対策を徹底するとともに、マスクの着用については、「個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する」ことを呼びかけること、また、受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスクを着用すること、混雑した電車やバスへの乗車時はマスクの着用を推奨することや、人が集まる場所での感染対策の徹底を図っていくこととされています。

一方、令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」において、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方のほか、令和5年3月31日までの年度内の学校教育活動においては、従来通り、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえてメリハリのあるマスクの着用が必要であること、また、令和5年4月1日以降の学校教育活動実施に当たっての留意事項等については、改めて通知することが示されました。

については、県教育委員会として、令和5年3月31日までの間の教育活動等について、次のように対応することとしましたので、各学校においては、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら、通常の実施活動を実施するようお願いいたします。

引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら通常の実施活動を実施する。

- ・公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、各学校の実情に応じて、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の実施時間及び時間数で実施する。

ア 卒業式について

(ア) 基本的な考え方

- 式場の換気等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施する。
- 卒業式の教育的意義等を考慮し、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこととする。
- 教職員や在校生については、式典全体を通じて、マスク着用を促すこととする。
- 保護者、来賓については、式典全体を通じて、マスクの着用など基本的な感染防止対策への協力を求める。

(イ) 留意事項等

- 卒業生については、国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、可能な限り間隔をあけることとした上で、マスクの着用を促すものとする。その他の場面に

においては、基本的にマスクの着用を求めないが、座席間の距離が確保できない場合は、会話を控えるよう指導する。

- 壇上で、校長や生徒等が、式辞、祝辞、送辞、答辞等を述べる際は、周囲の者と十分な距離が確保できることから、マスクの着用を求めないこととする。
- クラス担任等が卒業生を呼名する際は、周囲の者と十分な距離を確保の上、マスクの着用は求めないこととする。
- 様々な事情により感染への不安のある生徒、マスクを着用したい生徒もいることを踏まえ、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることがないように十分に配慮して指導する。
- この度のマスクの取扱いにより、マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対し適切に指導する。

イ 令和5年4月1日以降の対応について

- 令和5年2月10日に国が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「学校の教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とし、令和5年4月1日から適用するとされている。今後、文部科学省から示される改訂された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や学校教育活動実施上の留意事項等を踏まえ、県立学校における対応について検討し、通知する。

【教育活動等に係る具体的な対応】

- 1 基本的な感染防止対策の徹底について
 - 令和5年3月31日までの間の教育活動の実施に当たっては、令和4年11月30日付け保体第2359号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」及び「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂」に基づき、引き続き、換気の徹底、手洗いなどの手指衛生、適切な距離の確保、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用及び食事場面では机を向かい合わせにせず、大声での会話を控えるなど飛沫を飛ばさないような対応をとり、身体的距離が取れない場合は会話を控えることなどについて適切に指導するなど、基本的な感染防止対策を徹底すること。
 - 出席停止等の扱いについては、令和4年9月9日付け保体第2012号保健体育課長、特別支援教育課長通知の【別紙】「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応」に基づき対応すること。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合は、令和4年9月9日付け保体第2012号保健体育課長、特別支援教育課長通知の【別紙】「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応」に基づき対応すること。
- 2 学習活動及び生徒の主体的な活動について
 - 令和5年3月31日までの間の学習活動及び生徒の主体的な活動の実施に当たっては、令和4年5月31日付け高第1560号高校教育課長、保健体育課長通知「当面の県立高等学校等の教育活動の実施における留意事項について」に基づき適切に実施すること。

3 学校行事について

- 令和4年度卒業式については、令和5年2月15日付け高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における令和4年度卒業式の実施上の留意事項について」に基づき実施すること。

令和5年2月15日付け高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における令和4年度卒業式の実施上の留意事項について」により通知した留意事項等については、上記の「ア 卒業式について」に記載のほか、次の内容

《留意事項等》

- 発熱、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある場合は、卒業式への参加を控えるよう周知すること。
- 参列者が多く、座席の間隔をあけることが難しい場合は、参列者に対し、会話を控えるよう協力を求めること。
- 令和4年12月27日付け高第3446号高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における卒業式・入学式の実施上の留意事項について」において、参列者の参加についての制限は設けておらず、各学校は施設等の状況も踏まえて卒業式への参加について案内済みであることから、この度のマスクの取扱いにより、参列者の参加に制限を加えないこと。

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断すること。
- 合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事の実施に当たっては、令和4年5月31日付け高第1560号高校教育課長、保健体育課長通知「当面の県立高等学校等の教育活動の実施における留意事項について」の別紙1に記載の音楽の授業において留意すべき事項も参考に適切に取り扱うこと。

4 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染状況への不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染状況への不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者相当となったために登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
 - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して行う学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

5 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

- 心のケアについては、生徒の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、生徒の見守りを行うこと。また、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

6 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。

7 学校施設開放について

- 学校施設開放については、県民の健康的な生活を維持するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。

8 教職員の健康管理及び感染防止対策の徹底について

- 3月末まで入学者選抜業務が継続することから、その適正な実施に向け、業務に従事する教職員等の健康管理に万全を期すこと。また、検査会場となる教室等の感染防止対策等について改めて点検すること。
- 教職員の感染防止に向け、職員室等における基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこと。

9 教育活動外の生徒の行動について

- 放課後や休日等教育活動外の生徒の行動については、令和5年3月13日以降は、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等の基本的な感染防止対策を徹底しながらも、マスクの着用については、「個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する」とされたこと、また、受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスクを着用すること、混雑する公共交通機関においてはマスクを着用するよう推奨されていることなど、市民生活に求められる基本的な感染防止対策について指導すること。

問合せ先

【通知全般に関することについて】

高校教育課教育課程指導グループ 石塚、小野 電話(045)210-8260 (直通)

【部活動(運動部)に関することについて】

保健体育課学校体育指導グループ 藤田、桐原 電話(045)210-8312 (直通)

【部活動(文化部)に関することについて】

高校教育課高校教育企画室高校教育企画グループ
青木、坂野 電話(045)210-8254 (直通)

【生徒の心のケアに関することについて】

学校支援課県立学校生徒指導グループ 高橋、細田 電話(045)210-8295 (直通)

【PTA活動に関することについて】

生涯学習課社会教育グループ 奈良橋、藤原 電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課企画推進グループ 藤野、石田由 電話(045)210-8342 (直通)



特第2237号
令和5年2月20日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

令和5年3月31日までの間の県立特別支援学校の教育活動等について（通知）

本県においては、令和5年2月20日以降、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組むこととなりました。

その中では、令和5年3月13日から5月7日までは、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等の基本的な感染防止対策を徹底するとともに、マスクの着用については、「個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する」ことを呼びかけること、また、受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスクを着用すること、混雑した電車やバスへの乗車時はマスクの着用を推奨することや、人が集まる場所での感染対策の徹底を図っていくこととされています。

一方、令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」において、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方のほか、令和5年3月31日までの年度内の学校教育活動においては、従来通り、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえてメリハリのあるマスクの着用が必要であること、また、令和5年4月1日以降の学校教育活動実施に当たっての留意事項等については、改めて通知することが示されました。

については、県教育委員会として、令和5年3月31日までの間の教育活動等について、次のように対応することとしましたので、各学校においては、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら、通常の教育活動を実施するようお願いいたします。

引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら通常の教育活動を実施する。

- ・時差通学及び短縮授業を継続し、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、各学校の実情に応じて、校長が登下校時刻を設定する。

ア 卒業式について

(ア) 基本的な考え方

- 式場の換気等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施する。
- 卒業式の教育的意義等を考慮し、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこととする。
- 教職員や在校生については、式典全体を通じて、マスク着用を促すこととする。
- 保護者、来賓については、式典全体を通じて、マスクの着用など基本的な感染防止対策への協力を求める。

(イ) 留意事項等

- 卒業生については、国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、可能な限り間隔をあけることとした上で、マスクの着用を促すものとする。その他の場面においては、基本的にマスクの着用を求めないこととする。

- 校長や児童・生徒等が、式辞、祝辞、送辞、答辞等を述べる際は、周囲の者と十分な距離が確保できることから、マスクの着用を求めないこととする。
- クラス担任等が卒業生を呼名する際は、周囲の者と十分な距離を確保の上、マスクの着用は求めないこととする。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒等もいることなどから、児童・生徒等にマスクの着脱のいずれも強いることがないよう十分に配慮して指導する。
- この度のマスクの取扱いにより、マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、児童・生徒等に対し適切に指導する。

イ 令和5年4月1日以降の対応について

- 令和5年2月10日に国が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「学校の教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とし、令和5年4月1日から適用するとされている。今後、文部科学省から示される改訂された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や学校教育活動実施上の留意事項等を踏まえ、県立学校における対応について検討し、通知する。

【教育活動等に係る具体的な対応】

- 1 基本的な感染防止対策の徹底について
 - 令和5年3月31日までの間の教育活動の実施に当たっては、令和4年11月30日付け特第1847号保健体育課長、特別支援教育課長、学校支援課長通知「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」及び「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂」について」に基づき、引き続き、換気の徹底、手洗いなどの手指衛生、適切な距離の確保、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用及び食事場面では机を向かい合わせにせず、大声での会話を控えるなど飛沫を飛ばさないような対応をとり、身体的距離が取れない場合は会話を控えることなどについて適切に指導するなど、基本的な感染防止対策を徹底すること。
 - 出席停止等の扱いについては、令和4年9月9日付け保体第2012号保健体育課長、特別支援教育課長通知の【別紙】「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応」に基づき対応すること。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合は、令和4年9月9日付け保体第2012号保健体育課長、特別支援教育課長通知の【別紙】「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応」に基づき対応すること。
- 2 学習活動及び児童・生徒等の主体的な活動について
 - 令和5年3月31日までの間の学習活動及び児童・生徒等の主体的な活動の実施に当たっては、令和4年5月31日付け特第1206号特別支援教育課長通知「当面の県立特別支援学校の教育活動の実施における留意事項について」に基づき適切に実施す

ること。

3 学校行事について

- 令和4年度卒業式については、令和5年2月15日付け特別支援教育課長通知「県立特別支援学校における令和4年度卒業式の実施上の留意事項について」に基づき実施すること。

令和5年2月15日付け特別支援教育課長通知「県立特別支援学校における令和4年度卒業式の実施上の留意事項について」により通知した留意事項等については、上記の「ア 卒業式について」に記載のほか、次の内容

《留意事項等》

- 発熱、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある場合は、卒業式への参加を控えるよう周知すること。
- 参列者が多く、座席の間隔をあけることが難しい場合は、参列者に対し、会話を控えるよう協力を求めること。
- 令和4年12月27日付け特第1963号特別支援教育課長通知「県立特別支援学校における卒業式・入学式の実施上の留意事項について」において、参列者の参加についての制限は設けておらず、各学校は施設等の状況も踏まえて卒業式への参加について案内済みであることから、この度のマスクの取扱いにより、参列者の参加に制限を加えないこと。

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断すること。
- 合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事の実施に当たっては、令和4年5月31日付け特第1206号特別支援教育課長通知「当面の県立特別支援学校の教育活動の実施における留意事項について」の別紙1に記載の音楽の授業において留意すべき事項も参考に適切に取り扱うこと。

4 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応について

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等の対応として、「学校の新しい生活様式 Ver. 8」を基本としつつ、次の文書も参考としながら適切に対応すること。

<参考>

- 文部科学省令和2年12月9日付け事務連絡「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）」
- 文部科学省令和2年6月19日版「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」
- 厚生労働省令和2年5月20日付け「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

5 スクールバスの対応について

- スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとること。
- 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を徹底すること。
- 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。

6 寄宿舎における感染症対策について

- 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式Ver. 8」を踏まえた、万全の感染症対策を講じること。
- 寄宿舎内での活動における三密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- 入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、保護者に自宅休養を依頼すること。
- 入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。

7 感染状況に不安を抱く児童・生徒等や保護者への配慮について

- 感染状況への不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童・生徒等については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により児童・生徒等指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染状況への不安から登校を控えるなど、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対しては、感染者又は濃厚接触者相当となったために登校できない児童・生徒等と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒等との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対して行う学習指導については、
 - ① 個別教育計画を踏まえながら適切に行うこと
 - ② 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ③ 教師が児童・生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当児童・生徒等の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換をオンラインを活用して行う学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

8 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

- 心のケアについては、児童・生徒等の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、児童・生徒等の見守りを行うこと。また、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

9 P T A活動について

- P T A活動については、P T A役員等とよく話し合った上で、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。

10 学校施設開放について

- 学校施設開放については、県民の健康的な生活を維持するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。

11 教職員の健康管理及び感染防止対策の徹底について

- 教職員の感染防止に向け、職員室等における基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこと。

12 教育活動外の児童・生徒等の行動について

- 放課後や休日等教育活動外の児童・生徒等の行動については、令和5年3月13日以降は、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等の基本的な感染防止対策を徹底しながらも、マスクの着用については、「個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する」とされたこと、また、受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスクを着用すること、混雑する公共交通機関においてはマスクを着用するよう推奨されていることなど、市民生活に求められる基本的な感染防止対策について指導すること。

問合せ先

【通知全般に関することについて】

特別支援教育課教育指導グループ 山田、荒井 電話(045)210-8276 (直通)

【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課学校体育指導グループ 藤田、桐原 電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課高校教育企画室高校教育企画グループ
青木、坂野 電話(045)210-8254 (直通)

【児童・生徒等の心のケアに関することについて】

学校支援課県立学校生徒指導グループ 高橋、細田 電話(045)210-8295 (直通)

【P T A活動に関することについて】

生涯学習課社会教育グループ 奈良橋、藤原 電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課企画推進グループ 藤野、石田由 電話(045)210-8342 (直通)

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定

令和5年2月20日変更

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。また、「マスク飲食実施店」認証制度（令和5年3月13日以降、マスク飲食に関する認証項目を削除し、名称を「飲食店等感染防止対策実施店」認証制度に改める）の取組を普及、促進する。

(3) イベントの開催制限

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」を掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア 感染状況の評価

- 県は、より医療ひっ迫の状況に重点を置いた4つのレベル分類に基づき、県内の感染状況や医療ひっ迫の状況等を評価し、必要な対策を遅滞なく講じる。(別紙「1 レベル分類」のとおり)

イ 感染防止等の措置

- 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

エ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 学校等における取組

ア 公立学校等における取組

- 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応を図る。

イ 私立学校、大学等における取組

- 私立学校、大学等においても適切な対応を求める。

(6) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 医療提供体制の確保

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入など、多様な検査手法の活用
 - ・抗原検査キットの活用による感染拡大防止策の推進
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 病床確保については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、本県で病床の拡大等を要請する段階について、別紙「2 病床確保フェーズ」として設定する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）や一般医療への負荷等を総合的に判断し、神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を行う。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。
- 新型コロナウイルス感染症患者の重症化防止を図るため、医学的アプローチを前倒しした新戦略を推進する。

具体的には、全世代に対しワクチン接種を積極的に推進するほか、早期に対症療法薬等を処方・投与するための早期薬剤処方指針を策定するとともに、中和抗体薬療法の投与体制を構築する。
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的な

チーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。

- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 売り上げが減少している事業者の再起促進支援や、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援等を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

1 レベル分類

レベル(L)	保健医療の負荷の状況	社会経済活動の状況	感染状況	具体的対策
L4 医療機能不全期 (避けたいレベル)	<p><外来> ○通常医療を含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態</p> <p><入院> ○救急車を要請されても対応できない状況が発生する。 ○入院できずに自宅や宿泊での療養中に死亡する者が多数発生する</p>	職場の欠勤者が膨大になり、社会インフラの維持に支障が生じる	想定を超える膨大な数の感染者が発生する	
L3 医療負荷増大期	<p><外来> ○発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到し、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生する</p> <p><入院> ○重症患者の救急搬送に支障をきたしている ○医療従事者の欠勤者が継続して上昇傾向で、院内クラスターが多数発生するなどにより、重症患者の受入が困難になる</p>	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する	医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する	<p>【社会への要請】</p> <p>○ 医療非常事態宣言 (レベル4回避のため、県民・事業者に対してより強力な要請・呼びかけ)</p> <p>○ 医療ひっ迫防止対策強化宣言 (県民・事業者に対して医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置、業務継続体制の確保等に係る要請・呼びかけ)</p>
L2 感染拡大初期	<p><外来> ○発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まる ○救急外来の受診者数が増加する</p> <p><入院> ○入院調整がスムーズにいかなくなる ○医療従事者の欠勤者数が上昇傾向となる</p>	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続に支障が生じる事業者が出始める	感染者数が急速に増え始める	
L1 感染小康期	○外来医療、入院医療ともに負荷は小さい		感染者数は低位で推移している	

○ レベル判断については、上記表記載の基準を参考に、総合的に判断し、決定することとする。

○ 個々の具体的対策を講じる時期については、表記載の状況等を総合的に判断し、柔軟に対応することとする。

○ 病床使用率、重症病床使用率は、指標ではなく、参考情報として扱う。

2 病床確保フェーズ

令和4年11月16日以降

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	災害特別
確保病床数	120	1,000	1,300	1,700	2,200	2,200+400
うち 重症病床数	20	100	130	160	210	210+60

※ 病床確保について、第7波から、各医療機関の実情に応じて、県の定めるフェーズより上のフェーズの確保病床まで引き上げることを可能とする柔軟な運用を開始している。

3 イベントの開催制限について

		感染防止安全計画 (注1)	その他
緊急事態措置区域	人数上限	10,000人 (対象者全員検査により、 収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率上限	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置区域	人数上限	収容定員まで	5,000人
	収容率上限	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
その他区域	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	収容率上限	100%	

※収容率上限と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置地域においては、5,000人超)

(注2)緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

令和2年2月26日策定

令和5年2月20日変更

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、県民の命や生活を守るため、医療提供体制の維持や県内経済の安定に向けて、「全庁コロナ・シフト」を継続する。

2 「全庁コロナ・シフト」の維持に向けた事業の見直し等

「全庁コロナ・シフト」の考え方に基づき職員を確保する観点から、全ての事業及び内部管理事務について、業務プロセスや手法の徹底的な効率化に努める。

また、感染拡大期など職員確保を優先すべき時には、県民生活に直結する事業や法令により実施が義務付けられている事業を除いた全ての事業について、中止又は延期を前提とした見直しを行う。

なお、県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、着手時期を見直す。

3 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- 職員一人ひとりが、日常の感染防止対策を徹底するとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染防止対策を徹底する。
なお、マスクの着用については、令和5年3月13日以降、基本的に個人の判断に委ねられるが、医療機関等においては常時着用するほか、窓口等で県民から求められた場合はマスクを着用するなど、県民に不安を与えないよう適切な対応をとることとする。
- テレワークやリモート会議等を率先して実施し、職場への出勤者を減らすことにより、職員の感染を防止するとともに、感染により勤務が不可能となる職員の急増に伴う所属機能の停止を回避する。
- 業務のデジタル化を積極的に推進することにより、オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を定着させていく。
- なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（*入所施設を除く）

個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、運営する。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、オンライン申請の導入を積極的に進めるとともに、郵送等による提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートなどの感染防止対策を実施する。

なお、マスク着用については、(1)と同様とする。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

知事メッセージ

本県における新型コロナの新規陽性者は1月から減少傾向にあり、医療機関のひっ迫状況も改善してきました。県民の皆さん、お一人おひとりが、基本的な感染防止対策にご協力いただいたことに改めて深く感謝申し上げます。

こうした中、2月10日に、マスクの着用に関する政府の方針が示されました。

3月13日からは、個人の判断を尊重することになりますので、県民の皆さんが、マスクを着用するかどうかは、ご自身の判断で決めてください。

また、他人に対してマスクの着脱を強いることは避けてください。

ただし、重症化リスクの高い方に感染を広げないために、「医療機関への受診時や面会時」「高齢者施設等への訪問時」には、いつもマスクの着用をお願いします。また、「混雑した電車やバス」などでは、引き続き着用をお勧めします。

県のマスク飲食実施店認証制度は、3月13日より、認証条件からマスク飲食に関する項目を削除し、名称を改め、引き続き運用します。

学校でも、4月1日から、基本的にマスクの着用を求めなくなります。

これに先立ち、卒業式では、式典全体を通じて、卒業生は着用を求めないことを、各学校に周知しています。

ウイルスはまだ消えたわけではありませんので、引き続き、手洗いや手指消毒、換気などの基本的な感染防止対策の実践をお願いします。

3年間に及ぶ新型コロナとの戦いも出口が見えてきました。ウィズコロナ社会の実現に向け、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

令和5年2月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治